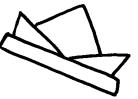


保健だより

健康診断が続いています



令和4年5月6日
杉並区立桃井第一小学校
保健室

新学期早々、様々な保健関係の書類等の提出へのご協力、ありがとうございました。毎日、慌ただしく健康診断を実施していますが、全校児童と触れ合える貴重な日々となっています。5月も引き続き、内科検診・聴力検査・耳鼻科検診等があります。受診が必要な場合にはお知らせを出しますので、早めに病院を受診していただきたいと思います。ご協力をよろしくお願ひいたします。

4月になっても、新型コロナウイルス感染症に関連した欠席者が出ており、学級閉鎖を実施したクラスもありました。まだまだ油断できない状況ですので、引き続き欠席状況の推移や子供たちの健康状態に注意してまいります。

新学期から1か月が過ぎ、子供たちの疲れも出始める頃だと思います。必要に応じて早めに休養をとってください。

～4月の健康診断より～



今年度も、体調不良の児童との接触を避け、広い空間で実施するため、健康診断は、家庭科室で実施しています。床に目印もつけて、待機時の距離が離れるようにしています。

他にも、教室で事前に手洗いをする、家庭科室に入る時にも、手指の消毒をしてから入るようとするなどの感染症予防対策をしながら行っています。

5月
保健目標

自分のからだについて知ろう

5月も、まだまだ健康診断が続きますが、すでに終わった健康診断については、その結果をもとに、自分の体を見つめなおしてみましょう。
健康診断で、何か異常が見つかった人は、早めに病院へ行きましょう。

日	曜日	検査項目	対象
2・6	月・金	視力検査	1年
6	金	移動教室事前検診	6年
9	月	聴力検査	5年
10	火	聴力検査	2・3年
11	水	聴力検査	1年
12	木	耳鼻科検診	1・2・3年
13	金	内科検診	4年
16	月	尿検査1次検査提出	全学年
17	火	内科検診	1年
18	水	歯科検診	5・6年
19	木	耳鼻科検診	4・5・6年
20	金	心臓検診	1年・他学年該当児童
23	月	内科検診	2年
24	火	内科検診	3年
31	火	尿検査2次検査提出	該当児童

検診後、検査や受診を必要とするお子さんには、「結果のお知らせ」を発行いたします。学校では病気の疑いのある人にお知らせをしていますので、病院では「心配なし」と診断されることもあります。しかし、定期受診の目安として、**受診が必要と診断された場合は、必ず受診して、お知らせを学校にご提出ください。** 視力検査は、裸眼視力で1.0、矯正視力で0.7が見えなかった場合にお知らせを出しています。歯科は、全員にお知らせを発行いたします。

なお、お知らせ内容について、すでに通院中の場合で、定期通院が先のようであれば、学校にご相談ください。

今のところ、水泳指導を実施する予定になっております。そのため、**特に、内科・耳鼻科・眼科で受診が必要と診断された場合には、必ず水泳開始(6/13)前までに専門医の診察・治療を受け、治療報告書を学校にご提出ください。**

子供たちの成長の様子や健康診断の結果を記入した「健康の記録」は、1学期の健康診断が終了次第、ご家庭に配布いたします。

学校感染症について

学校保健安全法に基づき、児童が学校感染症にかかった場合、治癒後に登校するにあたり「登校許可意見書」の提出をお願いしています。用紙は、学校よりお渡しいたします。インフルエンザの場合は、登校できるようになったら、保護者の方が必要事項を記入した「登校届」を提出していただきます。これは、病気にかかった児童の治癒の確認とともに、他の児童への感染防止のためですので、保護者の皆様のご理解とご協力ををお願いいたします。

出席停止期間の基準等は、右の表を参考にしてください。

※登校許可証明書を書いていただくのに文書料がかかりますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

※杉並区では、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病の5疾患については、一律出席停止の扱いとする疾患からは除外しています。

※新型コロナウイルスは、指定感染症と指定され、学校保健安全法上は、第一種とみなされています。登校許可証明書の提出は必要としておりませんが、感染した場合は、厚生労働省が定める療養期間を守ってください。

「登校許可証明書」「登校届」を本校のホームページからダウンロードできるようにしています。学校からお渡しできない場合には、そちらをご利用ください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	医師による 「登校許可 証明書」
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	保護者による 「登校届」
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師による 「登校許可 証明書」
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	治癒するまで	

日本スポーツ振興センター<災害共済給付制度>の手続きについて

年度当初に【「災害共済給付制度」のお知らせ】を配布いたしました。杉並区では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、万が一学校でけがをした場合に、医療費等の給付が受けられるようになっています。初診から治癒までの保険診療の医療費総額が500点（5,000円）以上であれば、医療費総額の4割が給付されます。⑦医療証を使用した場合は、1割のみの給付となります。ただし、手続きには病院・薬局で記入していただく書類が必要となります。関係書類は学校にありますので、申請を希望される方は、お申し出ください。詳細は、【「災害共済給付制度」のお知らせ】をご覧ください。